

通所生活介護（生活介護Ⅰ）

（重要事項説明書）

1 事業所の概要

事業所の名称	障害者支援施設はなみずき苑 生活介護事業Ⅰ（通所生活介護）
主たる対象者	身体障害者
事業所の所在地	岐阜県岐阜市大洞3丁目4番5号
連絡先	TEL (058) 241-5216 FAX (058) 241-5220
管理者	横山 貴洋（兼任）
サービス管理責任者	横山 貴洋
事業所の目的及び運営方針について	利用者の自立促進、生活の改善、身体機能の維持向上等に務め、心安らぐ生活環境の中で人権を尊重し、共に分り合える人間関係を築き、喜びのある生活を支援する。
開設年月	平成23年10月1日
利用定員	1日 30人
事業実施地域	岐阜市及び近隣市町村（送迎可能な地域）
営業日	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日まで休業します）
営業時間	月～金 8時30分～15時30分

2 サービスに係る施設設備の概要

機能訓練室	1室（生活介護Ⅱと兼用）	相談室	1室
作業室	1室（生活介護Ⅱと兼用）	静養室	2室
多目的室	2室	洗面設備	2カ所
浴室	2室（生活介護Ⅱと兼用）	便所	3カ所

3 主な職種・職員の配置状況

勤務時間等	月曜日～金曜日 8:30～17:30〔サービス提供職員〕			
	常勤		非常勤	
職種	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
サービス管理責任者	1			
生活支援員	6		1	
医師				3
看護師			3	
理学療法士		1		

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

「個別支援計画」とサービスの内容	当事業所では、次のサービス内容から、市町村が決定した「支給量」（受給者証に記載）と利用者の意向や心身の状況を踏えて、サービス管理責任者が作成した「個別支援計画」に基づいてサービスを提供します。「個別支援計画」は、利用者や家族に事情を説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。
創作的活動	陶芸、園芸、手芸、工作、絵画、書道等の創作活動を支援します。
社会適応訓練	会話、生活マナー、パソコン等の社会適応訓練を実施します。
個別的なリハビリテーション	利用者ごとの希望や必要に応じて、理学療法士・機能訓練指導員が計画表に基づいて、リハビリテーションを実施します。
行事・レクリエーション	各種行事、音楽クラブ、ゲーム、カラオケ等のレクリエーションを実施します。
必要な介助	排泄の介助のほか、日常生活を行うときに必要な介助を、利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。
医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導	利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族等に介護技術の指導を行います。（利用者の希望の時間を踏まえ、設定します。）
食事の提供及び介助（ただし、食事の提供に要する費用は別途いただきます。）	利用者の希望により、食事の提供及び食事の介助をいたします。（12時～13時） *嗜好のみの食事変更は出来ませんが、アレルギーがある方等は事前にご相談下さい。 *食事の提供につきまして、前月末までに当月分の食事メニューをお渡し致しますので利用開始日までに当月分の食事の利用をご連絡下さい。
入浴	利用者の希望により、入浴の介助又は清拭等を行います。利用者のご希望及び心身等の状況に応じて、機械浴槽等を使用して入浴することができます。（10時30分～12時30分）
送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯等は別途ご連絡します。（ご自宅まで送迎車両が入ることが出来ない場合もあります）

5 サービス利用料金

利用者負担額	食費・光熱水費を除き、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の代理受領を委託された場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。ただし、個別減免等が適用される場合には、減免後の金額となります。
--------	--

(定率負担)

1. サービス利用料金	区分 6 10,701円	区分 5 7,964円	区分 4 5,568円	区分 3 4,977円	区分 2 以下 4,459円
2. うち、介護給付費等が給付される金額	9,631円	7,168円	5,012円	4,480円	4,014円
3. サービス利用にかかる自己負担額 (1-2)	1,070円	796円	556円	497円	445円
4. リハビリテーション加算	医師の指示をうけた理学療法士等が利用者に対し支援を行っており、当該利用者のリハビリテーション実施計画の作成、見直し等を行っている場合に適用。 (I) 49円/日 (1割) (II) 20円/日 (1割)				
5. 人員配置体制加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所に適用。 1.7:1の場合 219円/日 (1割) 2:1の場合 141円/日 (1割) 2.5:1の場合 39円/日 (1割)				
6. 福祉専門職員配置等加算	①常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所 15円/日 (1割) ②常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所 10円/日 (1割) ③生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所 6円/日 (1割)				
7. 常勤看護職員等配置加算	医療的ケアを必要とする利用者に対してサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている場合 (I) 19円/日 (1割) (II) 39円/日 (1割)				
8. 食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合に算定 31円/日				
9. 送迎加算	片道につき (I) 217円 (II) 290円 (一定条件満たす場合)				
10. 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV)	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件 I、II、職場環境等要件のうちいずれかを満たす場合に算定 所定単位の1.7%を加算した単位の90%を加算				
11. 昼食代	一般 (587円) 食事提供体制加算対象者 (300円税別)				
12. 入浴にかかる光熱水費	320円				

(実費負担)

食 事 代	ご契約者に提供する食事の材料及び調理等にかかる費用です。 昼食代 587円 (一般) 300円税別 (食事提供体制加算対象者)
入浴にかかる光熱水費	入浴に必要な光熱水費です。1回あたり 320円
送迎にかかる費用	事業実施地域以外にお住まいの場合は、別途実費にて移送にかかる費用。(1kmにつき50円)
その他必要な費用	「創作活動」「レクリエーション活動」等にかかる材料費などの実費 (その都度、その内容の説明をします。) サービスを提供するうえで利用者負担いただくことが適当であるものには必要経費をご負担いただきます。

(利用者負担額の上限等について)

- 介護給付費対象のサービス利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者の希望により、当事業所を利用者負担の上限額管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

6 利用の中止、変更、追加

利用の中止又は変更	前日午後5時までにサービス計画で定めたサービスの利用中止又は変更を、事業者へ申し出てください。
キャンセル料	当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記のキャンセル料金をお支払いいただきます。食事提供体制加算は適用されませんので、全額自己負担となります。但し利用者の体調不良等やむを得ない場合は欠席時対応加算が適用されます。
利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食費の実費相当額 (587円)
欠 席 時 対 応 加 算	97円 (4回まで/月) (1割)
サービスの追加	市町村が決定した支給量 (支給日数) 内であれば当該サービスの利用状況によっては、サービス

	を追加することもできます。
サービス利用の変更・追加	その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示します。

7 サービスの利用に関する留意事項

サービス内容の変更	サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
受給者証の確認	「住所」及び「利用者負担上限月額」、「支給量」「障害程度区分」等「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所職員にお知らせください。また、本事業所職員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。
その他留意事項	①当施設は敷地内禁煙となっています。喫煙は敷地外にてお願いします。 ②飲酒は特定の行事以外お控えいただきますようお願いいたします。 ③騒音や他の利用者のプライバシーの侵害、他の利用者の所有物の無断使用や搾取、セクシャルハラスメント等、迷惑行為はなさないように願います。 ④個人の信仰は自由ですが、施設内での他の利用者、職員、関係者に対する宗教・政治・思想等の布教及び勧誘活動（出版・印刷物の配布、ポスター等の掲示、特定団体等への加入要請など）はご遠慮願います。

8 サービス実施の記録について

サービス実施記録の確認	本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。
利用者の記録や情報の管理、開示について	本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。） *閲覧・複写ができる窓口業務時間は、平日9時～17時です。

9 利用中の医療対応

原則としての対応	当施設配置の看護師で行える健康管理に限らせていただきます。内服薬の保管・服薬介助、塗り薬の塗布、排便のコントロール、看護師で可能な処置となります。 内服薬及び処置等に必要な医薬品・ガーゼ等の消耗品は、必要な量をお持ちください。 施設職員及び施設送迎車両による受診・通院の付き添いは行うことが出来ません。
急変時の対応	体調の急変、ケガ等で命に関わる緊急状況につきましては、救急車を呼び、職員1名付き添いにより下記の医療機関へ搬送となります。搬送先をかかりつけの病院へご指定いただくことはできません。 医療法人 岐阜勤労者医療協会 みどり病院 岐阜市北山1-14-24 TEL 058-241-0681 (内科・外科・小児科)
体調不良時の対応	ご利用中に何らかの体調不良が発生した場合（緊急の状態程ではない）につきましては、ご家族等へ連絡させていただきます。受診が必要と判断される場合には、ご家族等での迎え及び受診対応をお願い致します。 なお、ご利用直前に何らかの体調不良状況である場合には、他の利用者への影響を考え、出来るだけご利用をお控えいただくようにご協力をお願い致します。
入院された場合の対応	入院されることとなりますと、その時点で当日のご利用は終了となります。

10 サービスの利用及び苦情等の相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続き等サービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

(1) サービス利用相談

- 相談受付担当者 サービス管理責任者 横山 貴洋
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 苦情の受付

- 苦情受付担当者 生活支援員 江嶋 達也
- 苦情解決責任者 管理者 横山 貴洋
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(3) 第三者委員

本事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

- 五十川 勝也（岐阜市身体障害者相談員）
- 今井 万寿之（司法書士）
- 上田 洋子（社会福祉士）
- 岐阜県運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会内）

解決困難な問題が生じたときには相談できます。